



鳥取県公報

平成15年3月31日(月)

号外第41号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県立県民文化会館管理規則等の一部を改正する規則(47) (教育委員会事務局総務福利課).....	2
	違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める規則の一部を改正する規則(48) (警察本部交通指導課).....	14

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県立県民文化会館管理規則等の一部を改正する規則

- 1 学校等(大学を除く。)保育所又は知事が別に定める基準に該当する教育関係団体等が、生徒等が行う公演、生徒等の作品の展示等の文化芸術に関する行事のために次の施設を利用するときは、その施設使用料等を免除することとした。
 - (1) 鳥取県立県民文化会館
 - (2) 鳥取県立童謡館
 - (3) 鳥取県立倉吉未来中心
 - (4) 鳥取県立米子コンベンションセンター
 - (5) 鳥取県立夢みなとタワー
 - (6) 鳥取県立福祉人材研修センター
 - (7) 鳥取県立農業大学校
 - (8) 鳥取県立博物館
 - (9) 鳥取県立生涯学習センター
 - (10) 鳥取県立倉吉体育文化会館
- 2 学校等(大学を除く。)保育所又は知事が別に定める基準に該当する教育関係団体等が、生徒等が参加する運動会、競技会等のスポーツ行事のために次の施設を利用するときは、その施設使用料等を免除することとした。
 - (1) 鳥取県立鳥取産業体育館
 - (2) 鳥取県立米子産業体育館
 - (3) 鳥取県立布勢総合運動公園
 - (4) 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園(燕趙園を除く。)
 - (5) 鳥取県立武道館
 - (6) 鳥取県営鳥取屋内プール
 - (7) 鳥取県営米子屋内プール
 - (8) 鳥取県立倉吉体育文化会館
- 3 鳥取県立博物館の入館料の減免について、通常展示と特別展示の区分を廃止することとした。
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 5 この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。

違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める規則の一部を改正する規則

- 1 道路交通法の規定により運転者等又は所有者等が県に納付すべき負担金のうち、公示に係る費用の額を独立行政法人国立印刷局（現行 財務省印刷局長）が定める官報公告料に相当する額とすることとした。
- 2 この規則は、平成15年 4月 1日から施行することとした。

規 則

鳥取県立県民文化会館管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第47号

鳥取県立県民文化会館管理規則等の一部を改正する規則

（鳥取県立県民文化会館管理規則の一部改正）

第 1 条 鳥取県立県民文化会館管理規則（平成 5 年鳥取県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（利用料金の減免）</p> <p>第13条 条例第 5 条の規定による利用料金の減免（以下「減免」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行う。</p> <p>（ 1 ）～（ 3 ） 略</p> <p>（ 4 ） <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1 条に規定する学校（大学を除く。）</u> <u>同法第82条の 2 に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）</u> <u>同法第45条の 2 第 1 項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第 1 項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するものが、</u> <u>幼児、児童又は生徒（以下「生徒等」という。）</u>が行う公演、生徒等の作品の展示等の文化芸術に関する行事（学年（これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。）単</p>	<p>（利用料金の減免）</p> <p>第13条 条例第 5 条の規定による利用料金の減免（以下「減免」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行う。</p> <p>（ 1 ）～（ 3 ） 略</p>

位以上の規模で行うこと、実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。)のために利用するとき 施設利用料及び設備利用料の免除

(5) 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他知事が別に定める基準に該当する心身に障害を有する者の社会参加を促進する目的で利用するとき 施設利用料(冷房又は暖房をしたときに加算すべき部分を除く。次号において同じ。)の免除又は知事が別に定める額への減額

(6) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者の社会参加を促進する目的で利用するとき 施設利用料の免除又は知事が別に定める額への減額

2 略

(4) 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他知事が別に定める基準に該当する心身に障害を有する者の社会参加を促進する目的で利用するとき 利用料金の免除又は知事が別に定める額への減額

(5) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者の社会参加を促進する目的で利用するとき 利用料金の免除又は知事が別に定める額への減額

2 略

(鳥取県立童謡館管理規則の一部改正)

第2条 鳥取県立童謡館管理規則(平成7年鳥取県規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(利用料金の減免)</p> <p>第10条 条例第9条の規定による利用料金の減免をすることができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>多目的ホールを学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)</u> 同法第82条の2に規定する専修学校(高等課程を置くものに限る。)<u>同法第45条の2第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するものが、幼児、児童又は生徒(以下「生徒等」という。)</u>が行う公演、生徒等の作品の展示等の文化芸術に関する行事(学年(これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。))<u>単位以上の規模で行うこと、実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。)</u>のために利用するとき。</p>	<p>(利用料金の減免)</p> <p>第10条 条例第9条の規定による利用料金の減免をすることができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p>

<p>(3) 略 (4) 略 (5) 略</p> <p>2 次の各号に掲げる事由により利用料金の減免を受けようとする者は、当該各号に定める書面を管理受託者に提示しなければならない。ただし、多目的ホールを利用する場合にあっては、この限りではない。</p> <p>(1) 前項第3号に定める事由 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳その他心身に障害を有することを証する書面</p> <p>(2) 前項第4号に定める事由 介護保険被保険者証</p>	<p>(2) 略 (3) 略 (4) 略</p> <p>2 次の各号に掲げる事由により利用料金の減免を受けようとする者は、当該各号に定める書面を管理受託者に提示しなければならない。ただし、多目的ホールを利用する場合にあっては、この限りではない。</p> <p>(1) 前項第2号に定める事由 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳その他心身に障害を有することを証する書面</p> <p>(2) 前項第3号に定める事由 介護保険被保険者証</p>
---	---

(鳥取県立倉吉未来中心管理規則の一部改正)

第3条 鳥取県立倉吉未来中心管理規則(平成13年鳥取県規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(利用料金の減免)</p> <p>第11条 条例第9条の規定による利用料金の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行う。</p> <p>(1) 大ホール又は小ホールを文化芸術に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するもの(以下「文化芸術団体」という。)が文化芸術の振興のために行う公演、展示等の活動(実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。以下「公演活動等」という。)のために利用するとき 施設利用料(冷房又は暖房をしたときに加算すべき部分を除く。第5号から第7号までにおいて同じ。)の2分の1の額への減額</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)、同法第82条の2に規定する専修学校(高等課程を置くものに限る。)、同法第45条の2第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するものが、幼児、児童又は生徒(以下「生徒等」という。)が行う公演、生徒等の作品の</p>	<p>(利用料金の減免)</p> <p>第11条 条例第9条の規定による利用料金の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行う。</p> <p>(1) 大ホール又は小ホールを文化芸術に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するもの(以下「文化芸術団体」という。)が文化芸術の振興のために行う公演、展示等の活動(実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。以下「公演活動等」という。)のために利用するとき 施設利用料(冷房又は暖房をしたときに加算すべき部分を除く。)の2分の1の額への減額</p> <p>(2)及び(3) 略</p>

展示等の文化芸術に関する行事（学年（これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。）単位以上の規模で行うこと、実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。）のために利用するとき 施設利用料及び設備利用料の免除

- (5) 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他知事が別に定める基準に該当する心身に障害を有する者の社会参加を促進する目的で利用するとき 施設利用料の免除又は知事が別に定める額への減額
- (6) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者の社会参加を促進する目的で利用するとき 施設利用料の免除又は知事が別に定める額への減額
- (7) 公益を目的として設置された団体で、県が出資し、又は補助金を交付しているものが、団体事務局サロンを利用するとき 施設利用料の知事が別に定める額への減額

2 略

- (4) 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他知事が別に定める基準に該当する心身に障害を有する者の社会参加を促進する目的で利用するとき 利用料金の免除又は知事が別に定める額への減額

- (5) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者の社会参加を促進する目的で利用するとき 利用料金の免除又は知事が別に定める額への減額
- (6) 公益を目的として設置された団体で、県が出資し、又は補助金を交付しているものが、団体事務局サロンを利用するとき 知事が別に定める額への減額

2 略

（鳥取県立米子コンベンションセンター管理規則の一部改正）

第4条 鳥取県立米子コンベンションセンター管理規則（平成9年鳥取県規則第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（利用料金の減免）</p> <p>第10条 条例第9条の規定による利用料金の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行う。</p> <p>（1）多目的ホール又は小ホールを文化芸術に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するもの（以下「文化芸術団体」という。）が文化芸術の振興のために行う公演、展示等の活動（実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。以下「公演活動等」という。）のために利用するとき 施設利用料（電気を使用したとき、又は冷房若しくは暖房をしたときに加算すべき部分を除く。<u>次号、第5号及び第6号</u>において</p>	<p>（利用料金の減免）</p> <p>第10条 条例第9条の規定による利用料金の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行う。</p> <p>（1）多目的ホール又は小ホールを文化芸術に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するもの（以下「文化芸術団体」という。）が文化芸術の振興のために行う公演、展示等の活動（実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。以下「公演活動等」という。）のために利用するとき 施設利用料（電気を使用したとき、又は冷房若しくは暖房をしたときに加算すべき部分を除く。<u>以下同じ。</u>）の2分の1の額への</p>

<p>同じ。)の2分の1の額への減額</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(4) <u>学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)</u> <u>同法第82条の2に規定する専修学校(高等課程を置くものに限る。)</u> <u>同法第45条の2第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するものが、</u> <u>幼児、児童又は生徒(以下「生徒等」という。)</u> <u>が行う公演、生徒等の作品の展示等の文化芸術に関する行事(学年(これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。)</u> <u>単位以上の規模で行うこと、実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。)</u> <u>のために利用するとき 施設利用料及び設備利用料の免除</u></p> <p>(5) <u>身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者</u> <u>その他知事が別に定める基準に該当する心身に障害を有する者の社会参加を促進する目的で利用するとき 施設利用料の免除又は知事が別に定める額への減額</u></p> <p>(6) <u>介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者の社会参加を促進する目的で利用するとき 施設利用料の免除又は知事が別に定める額への減額</u></p>	<p>減額</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(4) <u>身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者</u> <u>その他知事が別に定める基準に該当する心身に障害を有する者の社会参加を促進する目的で利用するとき 利用料金の免除又は知事が別に定める額への減額</u></p> <p>(5) <u>介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者の社会参加を促進する目的で利用するとき 利用料金の免除又は知事が別に定める額への減額</u></p>
--	--

(鳥取県立夢みなとタワー管理規則の一部改正)

第5条 鳥取県立夢みなとタワー管理規則(平成10年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(利用料金の減免)</p> <p>第10条 条例第9条の規定により利用料金を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>この場合において、免除又は減額の別及び減額後の利用料金は、財団法人鳥取県観光事業団が、あらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。</p> <p>(1)~(3) 略</p>	<p>(利用料金の減免)</p> <p>第10条 条例第9条の規定により利用料金を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>この場合において、免除又は減額の別及び減額後の利用料金は、財団法人鳥取県観光事業団が、あらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。</p> <p>(1)~(3) 略</p>

(4) 多目的ホール、映像シアター、企画展示室及び会議室（以下「多目的ホール等」という。）を学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）同法第82条の2に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）同法第45条の2第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するものが、幼児、児童又は生徒（以下「生徒等」という。）が行う公演、生徒等の作品の展示等の文化芸術に関する行事（学年（これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。）単位以上の規模で行うこと、実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。）のために利用するとき

(5) 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他知事が定める基準に該当する心身に障害を有する者（以下「障害者」という。）及びその介護者が利用するとき（多目的ホール等を利用する場合にあっては、障害者の社会参加を促進すると認められるときに限る。）

(6) 略

(7) 略

2 次の各号に掲げる事由により利用料金の減免を受けようとする者は、当該各号に定める書面を財団法人鳥取県観光事業団に提示しなければならない。ただし、多目的ホール等を利用する場合にあっては、この限りではない。

(1) 前項第5号に定める事由 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳その他心身に障害を有することを証する書面

(2) 前項第6号に定める事由 介護保険被保険者証

(4) 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他知事が定める基準に該当する心身に障害を有する者（以下「障害者」という。）及びその介護者が利用するとき（多目的ホール、映像シアター、企画展示室及び会議室（以下「多目的ホール等」という。）を利用する場合にあっては、障害者の社会参加を促進すると認められるときに限る。）

(5) 略

(6) 略

2 次の各号に掲げる事由により利用料金の減免を受けようとする者は、当該各号に定める書面を財団法人鳥取県観光事業団に提示しなければならない。ただし、多目的ホール等を利用する場合にあっては、この限りではない。

(1) 前項第4号に定める事由 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳その他心身に障害を有することを証する書面

(2) 前項第5号に定める事由 介護保険被保険者証

(鳥取県立福祉人材研修センター管理規則の一部改正)

第6条 鳥取県立福祉人材研修センター管理規則（平成13年鳥取県規則第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 条例第9条の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行う。ただし、実費を超える入場料、受講料その他これらに類するものを徴収する場合又は物品等の販売を主たる目的として利用する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) ホールを専ら練習又は準備のために利用するとき <u>施設使用料の別表に定める額への減額</u></p> <p>(2) 社会福祉に関する研修会、講演会その他の催物のために利用するとき <u>施設使用料(冷房又は暖房をしたときに加算すべき部分を除く。次号及び第4号において同じ。)</u>の免除</p> <p>(3) 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他知事が別に定める基準に該当する心身に障害を有する者の社会参加を促進する目的で利用するとき <u>施設使用料の免除又は知事が別に定める額への減額</u></p> <p>(4) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者の社会参加を促進する目的で利用するとき <u>施設使用料の免除又は知事が別に定める額への減額</u></p> <p>(5) <u>ホール、研修室、学習室、講師控室及びフリースペースを学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)、同法第82条の2に規定する専修学校(高等課程を置くものに限る。)、同法第45条の2第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するものが、幼児、児童又は生徒(以下「生徒等」という。)が行う公演、生徒等の作品の展示等の文化芸術に関する行事(学年(これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。))単位以上の規模で行うことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。)</u>のために利用するとき <u>施設使用料及び設備使用料の免除</u></p> <p>(6) その他社会福祉の増進を図るため知事が特に必要があると認めるとき <u>施設使用料及び設備使用料の免除又は知事が別に定める額への減額</u></p> <p>2 略</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 条例第9条の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行う。ただし、実費を超える入場料、受講料その他これらに類するものを徴収する場合又は物品等の販売を主たる目的として利用する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) ホールを専ら練習又は準備のために利用するとき <u>別表に定める額への減額</u></p> <p>(2) 社会福祉に関する研修会、講演会その他の催物のために利用するとき <u>使用料の免除</u></p> <p>(3) 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他知事が別に定める基準に該当する心身に障害を有する者の社会参加を促進する目的で利用するとき <u>使用料の免除又は知事が別に定める額への減額</u></p> <p>(4) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者の社会参加を促進する目的で利用するとき <u>使用料の免除又は知事が別に定める額への減額</u></p> <p>(5) その他社会福祉の増進を図るため知事が特に必要があると認めるとき <u>使用料の免除</u></p> <p>2 略</p>

(鳥取県立産業体育館管理規則の一部改正)

第7条 鳥取県立産業体育館管理規則(平成9年鳥取県規則第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する

同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(使用料の減免)</p> <p>第7条 条例第8条の規定による使用料の減免を行うことができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)<u>同法第82条の2に規定する専修学校(高等課程を置くものに限る。)</u>同法第45条の2第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するものが、<u>幼児、児童又は生徒が参加する運動会、競技会等のスポーツ行事(学年(これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。))単位以上の規模で行うこと、入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。)</u>のために利用するとき。</p> <p>(2) 小学校体育連盟、中学校体育連盟又は高等学校体育連盟が行う講習会等(入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。)のために利用するとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める事由により使用料の減免を受けようとする者は、当該各号に定める行為をもって同項の申請書の提出に代えることができる。</p> <p>(1) 第1項第4号に定める事由 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳その他心身に障害を有することを証する書面の提示</p> <p>(2) 第1項第5号に定める事由 運転免許証、介護保険被保険者証その他年齢を証する書面の提示</p> <p>(3) 第1項第6号に定める事由 介護保険被保険者証の提示</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第7条 条例第8条の規定による使用料の減免を行うことができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 小学校体育連盟、中学校体育連盟又は高等学校体育連盟が行う大会、講習会等(入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。)のために利用するとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める事由により使用料の減免を受けようとする者は、当該各号に定める行為をもって同項の申請書の提出に代えることができる。</p> <p>(1) 第1項第3号に定める事由 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳その他心身に障害を有することを証する書面の提示</p> <p>(2) 第1項第4号に定める事由 運転免許証、介護保険被保険者証その他年齢を証する書面の提示</p> <p>(3) 第1項第5号に定める事由 介護保険被保険者証の提示</p>

(鳥取県立農業大学校管理規則の一部改正)

第8条 鳥取県立農業大学校管理規則(昭和59年鳥取県規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(使用料の減免)</p> <p>第36条 条例第8条の規定による使用料の減免を行うことができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>国際農業交流館(宿泊室を除く。)</u>の施設を学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)<u>同法第82条の2に規定する専修学校(高等課程を置くものに限る。)</u>同法第45条の2第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であつて知事が別に定める基準に該当するものが、<u>幼児、児童又は生徒(以下「生徒等」という。)</u>が行う公演、生徒等の作品の展示等の文化芸術に関する行事(学年(これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。)<u>単位以上の規模で行うこと、実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。)</u>のために利用するとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める事由により使用料の減免を受けようとする者は、当該各号に定める行為をもって同項の申請書の提出に代えることができる。</p> <p>(1) <u>第1項第2号に定める事由</u> 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳その他心身に障害を有することを証する書面の提示</p> <p>(2) <u>第1項第3号に定める事由</u> 運転免許証、介護保険被保険者証その他年齢を証する書面の提示</p> <p>(3) <u>第1項第4号に定める事由</u> 介護保険被保険者証の提示</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第36条 条例第8条の規定による使用料の減免を行うことができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める事由により使用料の減免を受けようとする者は、当該各号に定める行為をもって同項の申請書の提出に代えることができる。</p> <p>(1) <u>第1項第1号に定める事由</u> 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳その他心身に障害を有することを証する書面の提示</p> <p>(2) <u>第1項第2号に定める事由</u> 運転免許証、介護保険被保険者証その他年齢を証する書面の提示</p> <p>(3) <u>第1項第3号に定める事由</u> 介護保険被保険者証の提示</p>

(鳥取県都市公園規則の一部改正)

第9条 鳥取県都市公園規則(昭和54年鳥取県規則第60号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(使用料の減免)</p> <p>第8条 条例第8条第4項の使用料の減免は、次に掲げる場合に行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)</u> <u>同法第82条の2に規定する専修学校(高等課程を置くものに限る。)</u> <u>同法第45条の2第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するものが、幼児、児童又は生徒が参加する運動会、競技会等のスポーツ行事(学年(これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。))単位以上の規模で行うこと、入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。)</u> <u>のために有料公園施設を利用するとき。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>2 <u>前項第1号、第2号又は第7号の規定により使用料の減免を受けようとする者は、様式第10号による申請書を知事に提出しなければならない。</u></p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第8条 条例第8条第4項の使用料の減免は、次に掲げる場合に行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>2 前項第1号又は第6号の規定により使用料の減免を受けようとする者は、様式第10号による申請書を知事に提出しなければならない。</p>

(県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則の一部改正)

第10条 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則(昭和52年鳥取県規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後			改 正 前		
<p>(授業料等及び使用料の減免)</p> <p>第2条 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免は、次の表の中欄に掲げる授業料等又は使用料について行うものとし、当該授業料等又は使用料の減免を行うことができる場合は、それぞれ同表の右欄に定める事由に該当する場合とする。</p>			<p>(授業料等及び使用料の減免)</p> <p>第2条 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免は、次の表の中欄に掲げる授業料等又は使用料について行うものとし、当該授業料等又は使用料の減免を行うことができる場合は、それぞれ同表の右欄に定める事由に該当する場合とする。</p>		
区 分	授業料等又は使用料	減 免 事 由	区 分	授業料等又は使用料	減 免 事 由
略			略		
鳥取県立武道館	施設使用料(冷房若しくは暖房をしたとき、又は照明をしたときに加算すべき部分(以下「特別使用料」という。)を除く。)	<p>1 中学校体育連盟又は高等学校体育連盟が行う講習会等(入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。)のために利用するとき。</p> <p>2 ~ 5 略</p>	鳥取県立武道館	施設使用料	<p>1 中学校体育連盟又は高等学校体育連盟が行う大会、講習会等(入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。)のために利用するとき。</p> <p>2 ~ 5 略</p>
	施設使用料及び設備使用料	<p>学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)、同法第82条の2に規定する専修学校(高等課程を置くものに限る。)、同法第45条の2第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するもの(以下「学校等」という。))が、幼児、児童又は生徒(以下「生徒等」という。))が参加する運動会、競技会等のスポーツ行事(学年(これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。))単位以上の規模で行うこと、入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。以下「スポーツ行事」という。)のために利用するとき。</p>			
	施設使用料	学校等がスポーツ行事のために利用するとき。			

<p>鳥取県 営鳥取 屋内プ ール及 び鳥取 県営米 子屋内 プール</p>	<p>施設使 用料(特 別使用 料を除 く。)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 小学校体育連盟、中学校体育連盟又は高等学校体育連盟が行う講習会等(入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。)のために利用するとき。 2 略 3 生徒等が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日及び土曜日(以下「休日等」という。)に一般利用するとき。 4 ~ 6 略 	<p>鳥取県 営鳥取 屋内プ ール及 び鳥取 県営米 子屋内 プール</p>	<p>施設使 用料</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 小学校体育連盟、中学校体育連盟又は高等学校体育連盟が行う大会、講習会等(入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。)のために利用するとき。 2 略 3 幼児、児童又は生徒が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日及び土曜日(以下「休日等」という。)に一般利用するとき。 4 ~ 6 略
<p>略</p>		<p>略</p>			
<p>鳥取県 立博物 館</p>	<p>入館料</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童又は生徒の引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧するとき。 2 障害者及びその介護者が観覧するとき。 3 70歳以上の者が観覧するとき。 4 要介護者等及びその介護者が観覧するとき。 5 その他教育、学術及び文化の振興を図るため知事が特に必要があると認めたととき。 	<p>鳥取県 立博物 館</p>	<p>通常展 示の入 館料</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童又は生徒の引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧するとき。 2 障害者及びその介護者が観覧するとき。 3 70歳以上の者が観覧するとき。 4 要介護者等及びその介護者が観覧するとき。 5 その他教育、学術及び文化の振興を図るため知事が特に必要があると認めたととき。
<p>展示室 等使用 料(特 別使用 料を除 く。)</p>	<p>展示室 等使用 料(特 別使用 料を除 く。)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 芸術文化団体が芸術又は文化の振興のために行う公演、展示、講演、講習等のための催し(実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。)のために利用するとき。 2 社会教育団体が社会教育活動として行う講習会、講演会、展示会その他の集会等(実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。)のために利用するとき。 3 ~ 6 略 	<p>鳥取県 立博物 館</p>	<p>特別展 示の入 館料</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童又は生徒及びその引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧するとき。 2 障害者及びその介護者が観覧するとき。 3 児童又は生徒が休日等に観覧するとき。 4 70歳以上の者が観覧するとき。 5 要介護者等及びその介護者が観覧するとき。 6 その他教育、学術及び文化の振興を図るため知事が特に必要があると認めたととき。
<p>展示室 等使用 料</p>	<p>展示室 等使用 料</p>	<p>学校等が、生徒等が行う公演、生徒等の作品の展示等の文化芸術に関する行事(学年(これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。)単位以上の規模で</p>	<p>鳥取県 立博物 館</p>	<p>展示室 等使用 料</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 芸術文化団体が芸術又は文化の振興のために行う展示会、講演会、講習会その他の集会等(入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。)のために利用するとき。 2 社会教育団体が社会教育活動として行う講習会、講演会、展示会その他の集会等(入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。)のために利用するとき。 3 ~ 6 略

		行うこと、実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。以下「文化芸術行事」という。)のために利用するとき。			
略			略		
鳥取県立生涯学習センター	施設使用料(特別使用料を除く。)	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会教育団体その他の団体が社会教育活動として行う講習会、講演会、展示会その他の集会等(実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。)のために利用するとき。 2 及び 3 略 4 その他生涯学習の振興を図るため知事が特に必要があると認めるとき。 	鳥取県立生涯学習センター	施設使用料	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会教育団体その他の団体が社会教育活動として行う講習会、講演会、展示会その他の集会等(入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。)のために利用するとき。 2 及び 3 略 4 その他社会教育の振興を図るため知事が特に必要があると認めるとき。
	施設使用料及び設備使用料	学校等が、文化芸術行事のために利用するとき。			
鳥取県立倉吉体育文化会館	施設使用料及び設備使用料	学校等が、スポーツ行事又は生徒等の作品の展示等の文化芸術に関する行事(学年(これに相当するものを含む。))単位以上の規模で行うこと、実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。)のために利用するとき。	鳥取県立倉吉体育文化会館	施設使用料及び設備使用料	<ol style="list-style-type: none"> 1 小学校体育連盟、中学校体育連盟又は高等学校体育連盟が行う大会、講習会等(入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。)のために利用するとき。 2 芸術文化団体その他の団体が文化の振興のために行う講演会、講習会、展示会等(実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。)のために利用するとき。 3 ~ 7 略
	施設使用料(特別使用料を除く。)	<ol style="list-style-type: none"> 1 小学校体育連盟、中学校体育連盟又は高等学校体育連盟が行う講習会等(入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。)のために利用するとき。 2 芸術文化団体その他の団体が文化の振興のために行う講演会、講習会、展示会等(実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。)のために利用するとき。 3 ~ 7 略 			

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第48号

違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める規則の一部を改正する規則

違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める規則（昭和62年鳥取県規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条第15項の規定により運転者等又は所有者等が県に納付すべき負担金の額は、次の表のとおりとする。		道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条第15項の規定により運転者等又は所有者等が県に納付すべき負担金の額は、次の表のとおりとする。	
負担金の種類	負 担 金 の 額	負担金の種類	負 担 金 の 額
略		略	
公示に係る費用	独立行政法人国立印刷局が定める官報公告料に相当する額	公示に係る費用	財務省印刷局長が定める官報公告料に相当する額
略		略	

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

